

一般社団法人日本eスポーツ施設協会 会員規約

2022年4月1日 作成

日本 e スポーツ施設協会 (JeFA)
規約

(目的)

第1条 一般社団法人日本eスポーツ施設協会（以下「当法人」という）定款第12条に定める会員（以下「会員」という）については、定款に定めるもののほか、この規約に定めるところによる。

(会員種別)

第2条 当法人の会員種別は以下の通りとする。

(1) 正会員

正会員は、当法人の目的に賛同し、現在または将来においてeスポーツ関連施設（大会用途、レジャー用途、教育用途など施設の用途は問わない）に携わり、施設の運営サービスを行う、または施設・eスポーツ大会運営に関連する事業を行う法人・団体及び個人とする。

(2) 賛助会員

賛助会員は、eスポーツ関連施設に関わりがあるかどうかを問わず、当法人の目的に賛同し、当法人の事業を援助するために入会する法人・団体及び個人とする。

(加入)

第3条 当法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者を定め、届け出なければならない

(会費等)

第4条 当法人の社員総会にて別に定める場合を除き、当法人の入会金及び年会費ならびにその他費用については以下の通りとする。

(1) 正会員年会費 3万円

(2) 賛助会員年会費 1口 1万円

※設立初期に当法人に参画頂く事を考慮し、2022年度末までは、正会員の年会費の発生は免除されるものとし、2023年6月以降より会費が発生するものとする。

(会費の納付等)

第5条 会費の納付は原則として、当該年度の6月末までに一括前納するものとする。

ただし、事業年度の途中で入会した時の会費は、当該会員が会員となった月の翌月から当該年度の残りの月において、第4条の会費を12で除した額を納付しなければならない

2 会費は当法人の指定する金融機関に払い込むものとする

3 正当な理由なく、年会費の支払いを履行せず、催促後なお3か月以上履行しなかった時は会員資格を喪失し、催促後3か月を経過した時点で当法人を脱退したものとする。

(退会)

第6条 会員は、脱退する場合には、当法人に対し、所定の退会届を提出するものとする。ただし、定款第14条の資格喪失の要件を満たす場合は、退会届の提出がなされてなくても退会したものとする。

2 脱退前に支払われた年会費については、会員資格の有効期間が残存する場合にも一切返金しないものとする。

(規約の変更等)

第7条 この規約を改訂・破棄する場合は、別段の定めがない限り、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な文言等の修正については、この限りではない。

2022年4月1日 制定